(ハ)自己ノ都合ニヨリ退職スル場合ハ加給(イ)(ロ)ノ三分ノ二ヲ支給サ

[illegible]

財團法人協調會大阪支所

レタシ

四、定期昇給ニ干スル件

月給五十圓以下ノ者ハ月給ノ三割

〃 百圓以下ノ者ハ月給ノ三割五分

〃 百五十圓以上ノ者ハ月給ノ二割

今后昇給ヲ右ノ如ク年二回行ハレタシ

五、賞與ハ從前ノ通リ年二回給與サレタシ

(但シ月給ノ十割ヲ支給サレタシ)

六、諸手當ニ干スル件

(イ)大入及諸手當祝儀ヲ減廢セザル事

(ロ)早出時間外勤務ハ手當トシテ金二圓(一人宛)ヲ支給サレタシ

(ハ)試寫手當トシテ金一圓(一人宛)支給サレタシ

(ニ)出張手當ハ金十圓(一人宛)支給

財團法人協調會大阪支所